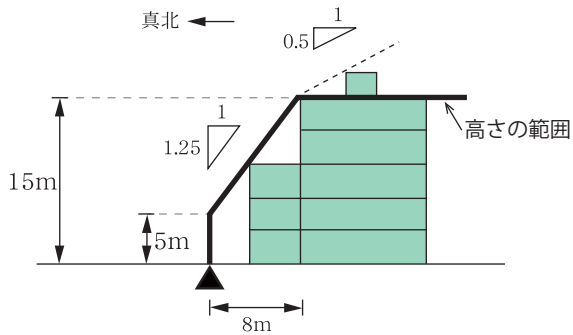


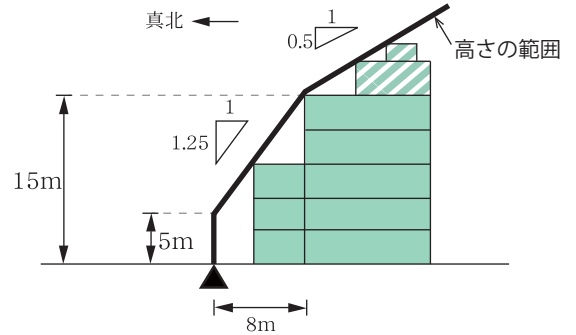
# ■ 高度地区の制限概要図

## 第一種 15メートル高度地区



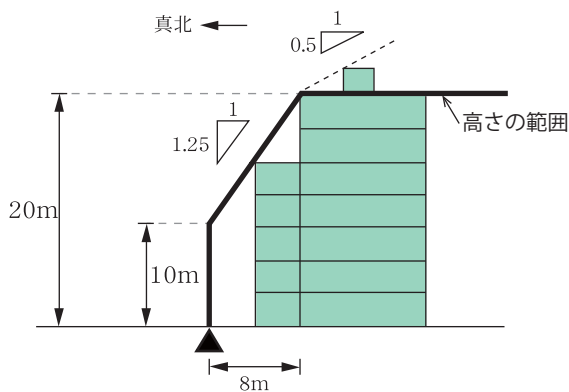
- ・軒の高さが7メートル未満かつ、地階を除く階数が2以下の建築物には適用されません。
- ・一団の住宅団地などの建築物や塔屋などの建築物の部分については、第二種15メートル高度地区の範囲で緩和されることがあります。

## 第二種 15メートル高度地区



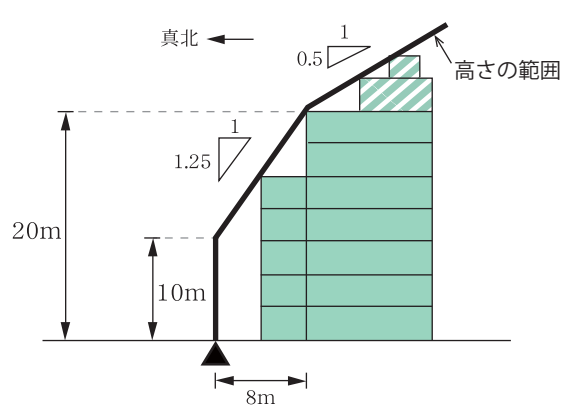
- ・軒の高さが7メートル未満かつ、地階を除く階数が2以下の建築物には適用されません。

## 第一種 20メートル高度地区



- ・一団の住宅団地などの建築物や塔屋などの建築物の部分については、第二種20メートル高度地区の範囲で緩和されることがあります。

## 第二種 20メートル高度地区



▲・・・北側隣地境界線または北側の道路の反対側の境界線

※「第二種」の制限は、敷地形状などにより上記概要図の高さの範囲内で、

15mまたは20mを超える建物を建てるのが可能です。(  部)

なお、建物の高さの限度は、都市計画法で定める高度地区を始め、建築基準法など様々な法律等の規制により制限されます。